

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ
移行する計画の認定を受けるための申請について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）附則第 10 条の 3 において、経過措置医療法人であって持分の定めのない医療法人への移行をしようとするものはその移行に関する計画を作成し、厚生労働大臣に提出して、その移行計画が適当である旨の認定を受けることができることと規定されていますが、その認定は、令和 2 年 9 月 30 日までの間に限り認められており、認定の期限が迫っているところです。

現在、移行計画の認定期限の延長を実現するため調整を行っているところですが、現時点では令和 2 年 9 月 30 日をもって一旦、期限を迎えることとなります。申請から認定までの平均的な処理期間として 2 カ月から 3 カ月必要であるため、申請を予定している経過措置医療法人は令和 2 年 7 月 31 日（金）までに厚生労働省着となるよう申請していただく必要があります。

貴部（局）におかれては、これを御了知いただくとともに、管下の政令指定都市、保健所設置市、特別区、医療法人、関係団体等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課
担当：縄稚（ナチ）、伊藤、石原
電話：03-3595-2261（直通）

持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の申請を検討している医療法人のみなさま

移行計画認定制度（認定医療法人制度）は令和２年９月３０日で一旦、期限を迎えるため、申請を検討している医療法人のみなさまにおいては、可能な限り下記の期限までに申請書を提出いただきますようお願いいたします。

申請書提出期限 令和２年７月３１日（金）まで

- ①上記期限までに提出された申請書のうち、認定要件を満たし、９月３０日までに認定できる場合は、移行計画の認定を行います。
- ②相続が発生した場合は、相続税の申告期限（１０ヶ月）までに認定を受ける必要がありますので、申請を検討している場合は早期に提出いただきますようお願いいたします。

※令和２年１０月１日以降の移行計画認定制度の延長については、現在調整中ですので、追ってお知らせいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

担当：縄稚（ナヲチ）、伊藤、石原

電話：03-3595-2261(直通)

持分なし医療法人への移行計画の認定制度（H29年医療法等の一部を改正する法律）

1. 現状と対応

- 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる「持分あり医療法人」は、平成18年医療法改正以降、新設を認めず（※1）、「持分なし医療法人」への移行を促進

※1：持分あり医療法人では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのため払戻請求が行われるなど法人経営の安定について課題がある。

- 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制措置を実施。この認定期間が、平成29年9月までとなっていたことから延長（※2）【医療法改正・税制改正】

※2：約5万の医療法人のうち8割が持分あり医療法人。

2. 制度の内容

